

計量法

(平成四年五月二十日法律第五十一号)

最終改正：平成一五年六月一日法律第七六号

第一章 総則 省略

第二章 計量単位 省略

第三章 適正な計量の実施

第一節～第三節 省略

第四節 定期検査

(定期検査)

第十九条 特定計量器（**第十六条第一項又は第七十二条第二項の政令で定めるものを除く。**）のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所（事業所がない者にあつては、住所。以下この節において同じ。）の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長）が行う定期検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

- 一 第七十条の登録を受けた者が計量上の証明（以下「計量証明」という。）に使用する特定計量器
 - 二 第二百二十七条第一項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器（前号に掲げるものを除く。）
 - 三 第二十四条第一項の定期検査済証印、検定証印等又は第一百十九条第一項の計量証明検査済証印であつて、第二十一条第二項の規定により公示された定期検査の実施の期日（以下「実施期日」という。）において、これらに表示された年月（検定証印等に表示された年月にあつては、第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示されたものに限る。）の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器（前二号に掲げるものを除く。）
- 2** 第二百二十七条第一項の指定を受けた者は、第二十一条第一項の政令で定める期間に一回、第二百二十八条第一号に規定する計量士に、その指定に係る事業

所において使用する前項の政令で定める特定計量器（前項第一号に掲げるものを除く。）が第二十三条第一項各号に適合するかどうかを同条第二項及び第三項の経済産業省令で定める方法により検査させなければならない。

（指定定期検査機関）

第二十条 都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（以下「指定定期検査機関」という。）に、定期検査を行わせることができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定により指定定期検査機関にその定期検査の業務（以下この章において「検査業務」という。）の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

（定期検査の実施時期等）

第二十一条 定期検査は、一年以上において特定計量器ごとに政令で定める期間に一回、区域ごとに行う。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所並びに前条第一項の規定により指定定期検査機関にこれを行わせる場合にあつては、その指定定期検査機関の名称をその期日の一月前までに公示するものとする。

3 疾病、旅行その他やむを得ない事由により、実施期日に定期検査を受けることができない者が、あらかじめ、都道府県知事又は特定市町村の長にその旨を届け出たときは、その届出に係る特定計量器の定期検査は、その届出があつた日から一月を超えない範囲内で都道府県知事又は特定市町村の長が指定する期日に、都道府県知事又は特定市町村の長が指定する場所で行う。

後略

計量法施行令

(平成五年十月六日政令第三百二十九号)

最終改正：平成一六年一二月二二日政令第四一〇号

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 総則

第一条～第十条まで省略

(定期検査の実施時期)

第十一条 法第二十一条第一項の政令で定める期間は、非自動はかり、分銅及びおもりにあつては二年とし、皮革面積計にあつては一年とする。

(指定定期検査機関の指定等の有効期間)

第十一条の二 法第二十八条の二第一項（法第百六条第三項、第二百一十一条第二項、第二百一十一条の十及び第百四十二条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

以下省略